

有田町監査委員告示第 1 号

住民監査請求（有田町職員措置請求）に基づく監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第 5 項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 17 日

有田町監査委員 庄山 嘉
同 中島 達郎

第 1 請求の受付

1 請求人
(省略)

2 請求の内容

(1) 令和 8 年 5 月 18 日付けで提出された住民監査請求書（要旨）

有田町職員措置請求書

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

請求の趣旨

有田町中学校統合校舎建設の差し止めを求める。

現在の有田町財政危機状態での統合校舎建設は無理。

令和 8 年度当初予算編成方針で 9 億円の財源不足と町自らが危機的状況을認めている。

有田町の財政状況

令和7年度

- ・ 税収 16億9766万円
- ・ 繰入金 26億7243万円
- ・ 交付金 39億4438万円
- ・ 人件費 17億5202万円
- ・ 扶助費 15億9275万円
- ・ 公債費 9億9116万円
- ・ 財政調整基金 16億1405万円
- 令和6年度 23億8334万円
- ・ 累計町債 168億7152万円

令和8年度

- ・ 税収 17億7925万円
- ・ 繰入金 23億 170万円
- ・ 交付金 41億1535万円
- ・ 人件費 17億7989万円
- ・ 扶助費 14億6129万円
- ・ 公債費 9億9854万円
- ・ 財政調整基金 17億5515万円
- 令和6年度 23億8334万円
- ・ 累計町債 160億6885万円

予算書を一読するならば税収で義務的経費である扶助費、公債費も賄うことも出来ない。町民が納めた税金を全て人件費に充てている、それでも足りない。財政の悪化が見てとれる。財政調整基金も17億円まで減っている。この財政状態での学校建設は無謀でしかない。令和8年度予算で学校建設に関する予算を※1億1,261万円付けている。「統合中学建設基本設計・実施設計業務委託料の皆増・電子黒板導入委託料の皆増、統合中学校建設に伴う発注支援業務委託料の皆増ほか」などと、まだ概算も出てない時にましてや議会に提案すら出てない状況で何の権限があつての暴挙か。予算は付けたが誰にいつ払うかも分からぬ曖昧な予算措置は考えられない。学校建設自体も、実質的な議会提案や町民への十分な説明も示されないまま準備経費が巨額に計上されている。そのことがまさに著しく違法、不当と言わざるを得ない。それに基づく今後の契約、支出の差し止めを求める。財政危機的状況の中、町計画事業中学校統合校舎建設の中止を求める。

また、第4回小中学校適正規模適正配置審議会でいろいろ学校建設が審議されている。ここでも財政のことは何も考えずに建設ありきの審議が行われた。有田小学校築7年を例に上げれば、令和8年度の入学数は数人、有田小学校の二の舞を演じてはならない。今ある物を使う、お金をかけずに合理的でシンプルな教育環境で「足るを知る」情操教育をほどこす。学校建設資金調達は国からの補助金半分で有田町が半分負担と説明を受けた「学校教育課」。町財政悪

化がもっと顕著になれば医療「伊万里有田共立病院」、福祉「特老くにみ」への財政措置も出来なくなり医療、介護の崩壊につながりかねない。

以上で統合中学校舎建設の財政的危うさ、そして個々の案件を具体的に列記し主張した。この案件は不当、違法な財政支出と捉え統合中学校舎建設の差し止めを地方自治法 242 条の下、有田町監査委員に監査を求める。

追加提出（令和 8 年 6 月 4 日）

- ・令和 8 年度予算で学校予算を 19 億 2,166 万円としたが※1 億 1,261 万円と訂正する。

- ・設計費として 1 億 1,261 万円計上したことの不当を述べる。一般に公共建築事業においては企画・基本設計の段階で概算工事費を算出、その見通しに基づき設計費含む事業費を検討する事が求められている。にもかかわらず本件では概算工事費の検討、提示を欠いたまま設計費を先行して予算計上し議会議決を経ているのであり、事業の経済性及び町財政への影響を判断するための重要な情報を欠いた状態で公金支出を決定した。このような手法は、住民及び議会への説明責任を尽くしたものとは言えず、公金支出の決定として著しく合理性を欠き、地方自治法上の裁量権を逸脱・濫用する違法又は少なくとも著しく不当な行為である。

以上、住民監査請求の追加書面を提出する。

（２）事実証明書及び追加資料

- ア 令和 7 年度有田町わかりやすい予算説明書
- イ 令和 8 年度有田町わかりやすい予算説明書
- ウ 令和 8 年度有田町当初予算編成方針
- エ 第 4 回有田町小中学校適正規模適正配置審議会会議録
- オ 国土交通省関東地方整備局 営繕業務の流れ（追加資料）

3 請求書の受付日

令和 8 年 5 月 18 日。令和 8 年 6 月 4 日追加提出。

4 請求書の受理

本件監査請求は、法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、令和 8 年 6 月 30 日、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

住民監査請求の対象は、「違法または不当な財務会計上の行為」に限られるため、令和8年度有田町当初予算に計上された有田町中学校統合校舎建設に関する下記の委託料の契約、支出行為が法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出に当たるか、否かについて監査対象事項とした。なお、電子黒板導入委託料については、中学校統合校舎建設に関する予算ではないため、監査対象外とした。

- ・統合中学校建設基本設計・実施設計業務委託料 8,500万円
- ・統合中学校建設に伴う発注支援業務委託料 2,600万円

2 監査対象部署

学校教育課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和8年7月6日に証拠の提出と陳述の機会を設け、請求人から請求趣旨の補足説明があった。

また、その際、請求人から新たな証拠として追加資料が提出された。

4 監査の対象部署からの事情聴取等

学校教育課から関係書類の提出を求めるとともに、本件の事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 主文

本件請求を却下する。

2 理由

住民監査請求の対象となるのは、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担ほか、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含むとされている。

「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」とは、判例（大阪地裁 平成23年1月14日判決）では、「当該行為がなされるおそれが存する場合において、単にその可能性が漠然と存在するというだけでなく、その可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指すと解するのが相当である。」とされている。

本件請求の監査対象事項は、先に記したとおり、令和８年度有田町当初予算に計上された有田町中学校統合校舎建設に関する予算（統合中学校建設基本設計・実施設計業務委託料、統合中学校建設に伴う発注支援業務委託料）となる。

この中学校統合校舎建設に関する予算については、令和８年第１６回有田町議会定例会において、令和８年度有田町一般会計予算（議案第１８号）として議案が提出され、令和８年３月１３日に可決されているが、本件監査終了時点（令和８年７月１５日）では、契約、支出行為はなされていない。

よって、予算計上された２つの学校建設関連委託料の契約、支出が相当な確実性をもって予測されるかどうかについて、検討した。

このことについて、令和８年６月第１回有田町議会定例会の初日（令和８年６月２日）に町長が所信表明を行い、その中で統合中学校建設について下記のとおり言及している。

「学校再編、特に統合中学校建設は町の将来に関わる極めて重要な課題です。拙速に進めるのではなく、一旦立ち止まり、再考したうえで進めていく必要があると考えています。少子化が進む中で教育環境の最適化は避けて通れません。これまでの議論や経過を踏まえつつ、保護者・地域・学校関係者・議会の声を丁寧に伺いながら、子どもたちにとって最善の方向を慎重に見極めます」。（町ホームページ掲載原文）

このことから、現在、統合中学校の校舎を建設することが明確に決定しているわけではないと判断する。また、学校教育課の事情聴取において、統合中学校校舎建設関連予算の執行を進めていないことを確認した。

よって、統合中学校校舎建設に伴う関連予算の執行が相当な確実さをもって予測されるとはいえず、財務会計上の行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合に該当せず、法第２４２条第１項に規定された要件を満たしていないので、却下する。

第４ 請求人の主張に対する検討について

第３「監査の結果」に記載のとおり、本件請求は、法第２４２条第１項に規定された要件を満たしていないので却下とするが、請求人が違法又は不当と主張する事項についても検討を行ったので、次のとおり付言する。

- （１）請求人は、「中学校統合校舎の建設自体について、実質的な議会提案や町民への十分な説明も示されていないまま、令和８年度当初予算で巨額の準備経費が計上されている。予算は付けたが誰にいつ払うかも分からぬ曖昧な予算は考えられない。このことがまさに著しく違法、不当である」としている。

まず、校舎建設自体について実質的な議会提案がされたかどうかについて、検討した。

令和6年12月13日の議員全員協議会において、学校再編の経緯、学校建設において重視する事項、統合中学校の候補地について学校教育課長から説明が行われている。令和7年1月16日の議員全員協議会では、新中学校建設に対する議員からの意見、質問、要望等について、学校教育課が回答。また、令和7年2月13日の議員全員協議会では、新中学校建設候補地について、学校教育課からの説明後、質疑、応答が行われている。

中学校統合校舎建設に関連する予算（統合中学校建設基本設計・実施設計業務委託料、統合中学校建設に伴う発注支援業務委託料）については、令和8年2月12日に開催された議員全員協議会において、学校教育課長から中学校建設事業予算（案）として説明が行われている。また、令和8年3月3日の議会定例会議員一般質問において、学校教育課長より、「校舎、体育館、及び給食室の建設費用の見通しが説明され、補助事業等を有効に活用しながら補助対象外の部分に基金を充て、後々20年程かけて償還はしていく必要があるが、交付税措置等もあり、急激な持ち出しというのは出てこないという試算をしている」という答弁が行われている。

上記を踏まえて、この統合校舎建設関連の予算措置については、先に記したとおり、令和8年3月13日に有田町議会定例会において審議、可決されている。議会で可決されている場合、その予算措置は地方自治法に基づく正当な手続きを経たものと判断され、このことが違法、不当であるとはいえない。

次に、校舎建設自体について、町民への十分な説明が示されていないという主張について、検討した。

まず、中学校の統合については、子どもの数の減少、学校施設の老朽化を踏まえ令和5年6月、有識者による有田町立小中学校適正規模適正配置審議会が設置され、当町にふさわしい学校のあり方について検討されている。

この審議会においては、将来の児童生徒数の推移、教育条件の改善、学校施設の改修といった観点を踏まえ審議された。特に、有田中学校校舎は築47年、西有田中学校校舎は築66年が経過しており、施設の老朽化への対応が検討されている。40年、50年先を見据えた学校施設の在り方が協議され、現在、町に2校ある中学校を1校に統合し、新設することが望ましいとの結論が出され、令和6年3月21日に答申が提出された。この答申内容は、町のホームページに掲載されている。また、2025年広報ありた9月号には、歴史と文化の森公園を候補地とするなどの記事が掲載されている。また、令和7年4月には町内4校の小学校PTA説明会が実施されている。令和7年6月には、総区長・区長に説明、同月に住民説明会が東地区と西地区に分けて実施されている。なお、

令和7年10月には、全町民を対象に中学校統合に向けたアンケートが実施されている。

以上のことから、学校建設については、町民へ十分な説明があっていると判断する。

なお、請求人は、有田町立小中学校適正規模適正配置審議会では財政のことは何も考えずに建設ありきの審議が行われたと主張しているが、この審議会は、有田町教育委員会から「小中学校の適正規模、小中学校の適正配置」について諮問を受け、教育的な観点から協議し、答申されている。

よって、審議会において財政状況の検討がされていないこと自体に問題はなく、監査の対象とはならないと判断する。

また、請求の趣旨として、令和8年度有田町当初予算編成方針において9億円の財源不足と町自ら認め、この文言に関して町が危機的状況を認めていると主張していることに対して次のように言及する。

当初予算編成方針において9億円の財源不足と記載されているが、これは予算要求前の概算額に対しての不足額のことであり、どの事業にどれだけの予算を配分するかは、首長や自治体の政策的な裁量に委ねられており、明らかな法令違反や著しい合理性の欠如（裁量権の逸脱・濫用）がない限り、違法・不当とはみなされない。

次に、予算は付けたが誰にいつ払うかも分からぬ曖昧な予算措置であることが、違法、不当であるとの主張について、検討した。

当初予算における経費は、年度内の具体的な契約や支出を見越して枠組みを確保するものである。予算成立の段階で最終的な支払相手や正確な支払日時が決まっていないことは一般的な財政実務であり、これをもって曖昧だから違法・不当とはいえない。

(2) 一般に公共建築事業においては企画・基本設計の段階で概算工事費を算出、その見通しに基づき設計費含む事業費を検討する事が求められているにもかかわらず、本件では概算工事費の検討、提示を欠いたまま設計費を先行して予算計上し議会議決を経ており、事業の経済性及び町財政への影響を判断するための重要な情報を欠いた状態で公金支出を決定した。このような手法は、住民及び議会への説明責任を尽くしたものとは言えず、公金支出の決定として著しく合理性を欠き、地方自治法上の裁量権を逸脱・濫用する違法又は少なくとも著しく不当な行為であると主張していることについて、検討した。

本請求の監査対象事項である「統合中学校建設基本設計・実施設計業務委託料」については、基本設計委託料として8,500万円が計上されている。今後、

仮にこの基本設計委託料が執行されたとした場合、この基本設計によって概算工事費が算出される。その後、基本設計に基づいて、実施設計に取り組んでいくことになる。このことは、請求人が主張している「一般に公共建築事業においては企画・基本設計の段階で概算工事費を算出、その見通しに基づき設計費含む事業費を検討する事が求められている」と何ら矛盾するものではない。

また、先に記したとおり、議会の議決を経ているものであり、このことが、著しく合理性を欠き、裁量権の逸脱・濫用する違法、不当な行為とはいえない。

第5 監査結果の通知

法第242条第5項の規定に基づき、令和8年7月16日、請求人へ監査結果を通知した。